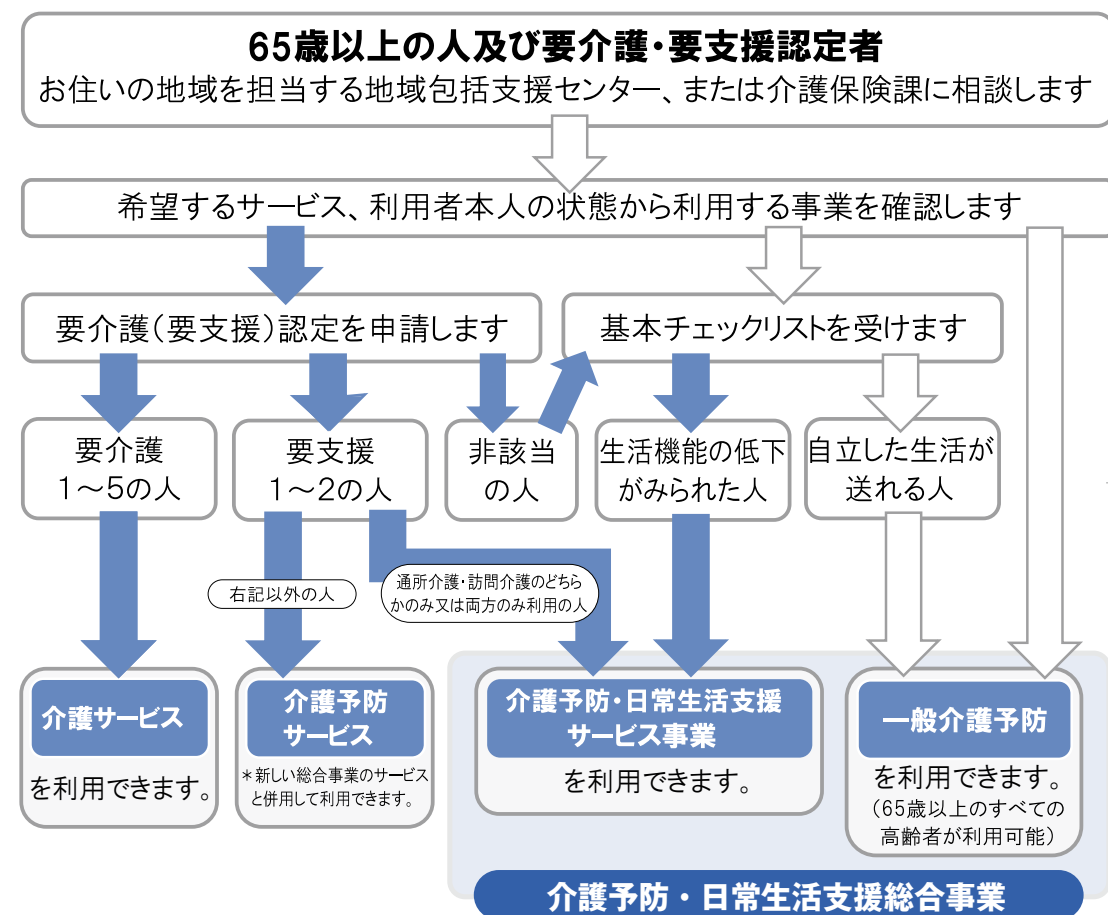


図2 総合事業 利用の流れ



利用するには
心身や生活の状況、これまでの要介護認定や基本チェックリストの確認により、総合事業のサービスを利

用することができます。(図2)
現在、要支援認定を受けている場合は、有効期間内は継続して同じサービスを利用することができます。

介護保険制度 介護予防に重点
4月から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります。

介護保険制度改正により、4月から高齢者の介護予防と日常生活の自立支援のための「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」が始まります。

図介護保険課(☎71・2472 FAX71・2503)

総合事業 介護予防に重点
新しい制度「総合事業」では、65歳以上のすべての人が対象となる一般介護予防事業と、これまでの介護保険制度の「要支援1・2」を対象にしてきた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を「訪問型サービス」と「通所型サービス」に移行します。(図1)

また、総合事業では、地域に合った生活支援や介護予防の取り組みを進め、高齢者に必要なサービスや事業を展開していきます。

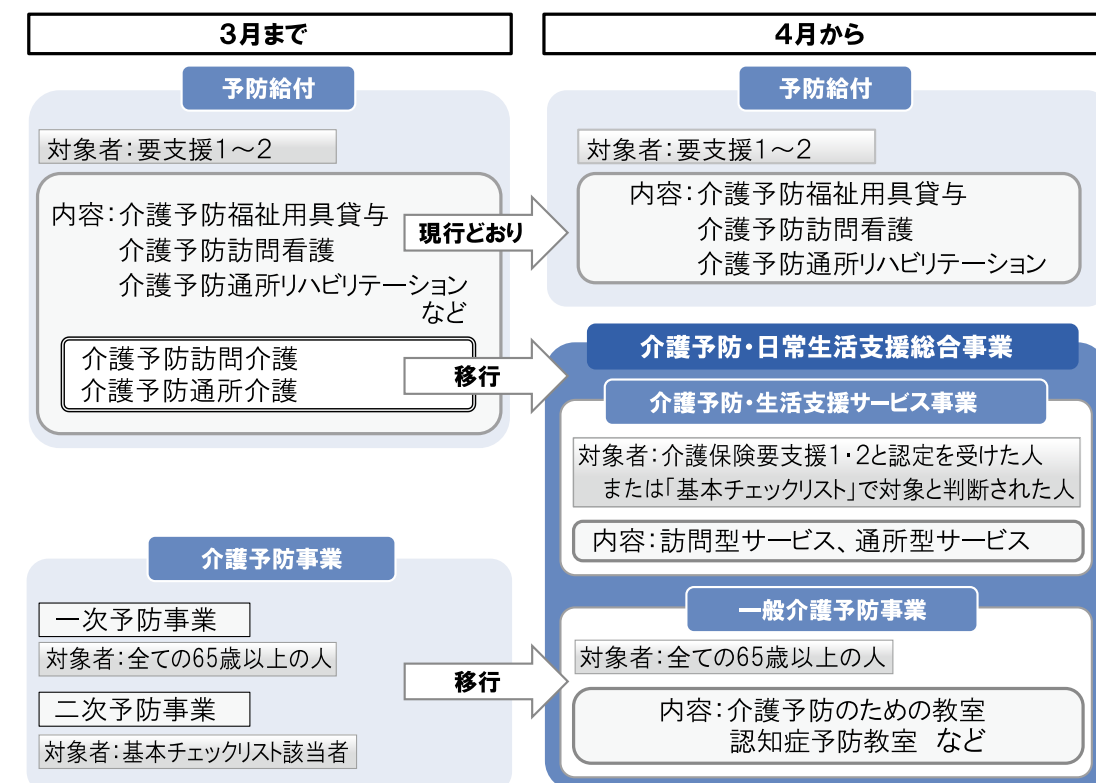
いつまでも自分らしい生活を
いつまでも元気に暮らすためには、高齢者自身が地域の中で役割や

生きがいを持ち、地域づくりや趣味の場に参加するなど活動的で張りのある生活を行い、介護が必要な状態にならないことが大切です。

総合事業では、対象者一人ひとりの状況に応じたサービスが利用できるよう、従来の介護事業所だけでなく、地域における多様な主体による効果的な取り組みを進めます。

また、地域で支え合う仕組みを支援し、元気な高齢者は支え手になるなど、人と人とのつながりや地域のつながりを通じて、生きがいや役割を持つて過ごし、できるかぎり介護の状態にならない「健康長寿のまちづくり」を目指します。

図1 総合事業が始まると(要支援1・2の人のサービス利用の変更点)



トピックス

要支援になる前の介護予防で介護保険料の負担減につなげます

少子高齢化社会を迎え、団塊世代が75歳以上となる平成37(2025)年までに、後期高齢者数がこれまで以上に急激に伸びることが予想されています。一方で支え手となる現役世代は減少をたどることが見込まれています。介護の給付と負担のバランスに影響を与え、現役世代の負担や、高齢者自身の負担も増えることが見込まれるなど、世代を超えた大きな課題となってきました。

市の高齢者数は28,876人(平成28年4月現在)で、総人口に占める高齢化率は、29.4%となっています。今後、平成37(2025)年に向け、高齢化率は30%前半で推移するものの、介護を必要とする75歳以上の高齢者は、ますます増えていくと予想されます。

また、市の介護認定者は年々増加しており、平

成27年度末には、高齢者のうち17.4%が介護認定を受けています。特に、軽度者といわれる要支援1・2の人は大きく伸びています。

介護保険制度は公費と40歳以上の皆さんの保険料から運営されています。保険料は、費用の負担と給付のバランスの中で決められるため、介護認定を受ける前の段階で介護予防に取り組むことが保険料の負担を抑えることにつながります。

